

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 56 例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）における解散又は脱退の場合の会計処理の留意点

昨年の6月に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という）が公布されました。改正法は厚生年金基金制度から他の企業年金制度への移行を促進させ、特例的な解散制度等の導入を目的としています。

今回は、改正法に関連する会計処理として、「例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）における解散又は脱退の場合の会計処理」について解説します。

複数事業主制度における例外処理とは、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない場合に、支出した掛金を退職給付費用に計上し、退職給付引当金を計上しない会計処理です。

例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）における解散又は脱退の場合、原則法を採用していた場合と同様に、退職給付制度終了時に認識される損益を退職給付制度の終了の会計処理（「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」第10項）に準じて会計処理します。したがって、一般には、解散又は脱退に伴って追加的な拠出が求められる場合、当該要拠出額を費用として処理することとなります（退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（以下、「実取」という）Q10）。

厚生年金基金解散時（解散後、他の退職金制度への引き継ぎはない）の会計処理の具体例は以下のとおりです。

前提条件

解散時の退職給付債務 100

解散時の年金資産返還額 60

解散に伴う追加拠出額 50

(原則法を採用していた場合)

退職給付引当金 40 (※1) / 現金預金 50

特別損失 10 (※2) /

(※1) 退職給付債務 100 - 年金資産 60 = 40

(※2) 追加拠出額 50 - 40 (※1) = 10 (本例では解散に伴う損失及び利益ということで、純額で表示している)

(例外処理を採用していた場合)

特別損失 50 / 現金預金 50

なお、解散又は脱退に至っていない場合でも以下のような場合には、引当金の計上又は財務諸表への注記が必要となる点に留意が必要です (実取 Q10)。

(1) 基金型にあつては代議員会の議決を得たこと、規約型にあつては従業員の同意を得たことにより、翌期以降に解散又は脱退による損失の発生可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、当該損失見積額を当期の費用 (原則として特別損失) として計上し、引当金を計上する必要があります。

(2) 引当金計上要件を満たさないが、解散又は脱退による損失の発生の可能性が高いか、又は可能性がある程度予想される場合には、当該解散又は脱退が翌期以降の財務諸表に与える影響額を当期の財務諸表に注記する必要があります。影響額の見積りが不可能な場合には、影響額に代えてその旨を当期の財務諸表に注記する必要があります。

(2014/3/24 号より)